

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成29年7月25日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長 他

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○大熊総務課長 それでは、私の方から、お手元の広報日程に基づきまして補足説明を申し上げます。

まず、1ページ目でございます。(1)の原子力規制委員会でございます。議題は3件ございます。

議題の1につきましては、高経年炉に関する申請手続に係る規則改正案についてでございます。具体的に申しますと、運転期間延長の認可、これと、高経年化技術評価、これらの両者につきまして、手続の合理化の観点から重複する書類の省略、これを可能にしようとするものでございます。規則改正案についてパブコメを実施いたしましたので、その結果を踏まえて審議いただき、決定をいただくということを予定してございます。

議題2でございます。こちらは、運転期間延長認可の申請手続の見直しについてでございます。申請時期につきまして、現在は1年3ヶ月前から申請ができるということとされておりますが、この規定を削除することなどが内容でございます。本件につきましては、6月28日の委員会で議論がなされました。それを踏まえまして取りまとめました規則及び関連するガイドの改正案につきまして、パブコメを実施することを今回報告するというものでございます。

議題の3でございます。こちらは原子力機構の原子炉廃止措置研究開発センター、すなわち「ふげん」でございますが、この研究開発センターにおける記録等の管理不備の問題についてでございます。機構から報告書が提出されておりましたので、これに対する評価について、今回、議論するというものでございます。

次に、委員会の臨時会議が2件ございます。

(2)第27回の臨時会議が7月31日月曜日の午後でございます。議題は中深度処分の規制基準等についてということでございます。中深度処分の規制基準につきましては、昨年8月の委員会において、規制の考え方について取りまとめられております。また、並行いたしまして、放射線防護の側面につきまして、検討チームにおいて検討を進めてまいりました。そして、本年3月の委員会におきまして、これらの検討を踏まえた規制基準等の骨子案を作成し、それを踏まえて判断していくという方針が示されたところでござ

います。

今回、規制基準と関連する審査ガイドの骨子案というものを取りまとめましたので、これを委員会に示して議論いただくというものでございます。

次に、臨時会議の2つ目、(3)の第28回臨時会議でございます。同じく31日の夕刻に開催をいたします。こちらは四国電力の経営責任者、社長と副社長、原子力本部長でございますが、これらの経営責任者をお呼びして、安全性向上のための取組などについて説明を伺いまして、議論をするというものでございます。

次に、2ページ目でございます。7月25日、(2)の第1回放射線審議会眼の水晶体の放射線防護検討部会でございます。この部会は、去る21日、先週開催されました放射線審議会の総会において、設置が了承されたものでございます。ICRPの勧告を受けまして、目の水晶体の線量管理に関する規制、これを見直していく必要があるということで、そのための検討を行っていくこととなっております。

第1回目の会合となります今回の会合では、まず、ICRPの勧告、そして、海外の対応の動向、また、国際規格の動向などを確認した上で、今後の進め方について議論いただくということを予定してございます。

次に、3ページ目でございます。7月27日、(9)の審査会合についてでございます。議題といたしましては、日本原電の東海第二発電所に係る設置変更許可申請の審査を行ってまいります。今回の会合では、シビアアクシデント対策といたしまして、全交流電源喪失時の対策、また、基準津波を超えた津波への対応、そして、フィルタベント、こういったシビアアクシデント対策関連の事項について、事業者から説明を聞き、議論するというのを予定してございます。

次に、4ページ目でございます。7月31日、(14)の第2回廃止措置実施方針制度の検討に係る会合でございます。前国会での原子炉等規制法の改正によりまして、事業開始の段階で廃止措置の実施の方針を作成・公表することを事業者に義務づけることとなっております。この検討会合におきましては、この廃止措置実施方針に記載を求める事項などにつきまして、事業者から意見を聴取しながら検討を進めてきているところでございます。

第2回目の今回の会合では、前回の会合を踏まえて取りまとめ案を示して、事業者から意見を聴取するというのを予定してございます。

次に、(15)第1回実用発電用原子炉の安全性向上評価の継続的な改善に係る会合でございます。この会合は、7月5日の委員会で開催が決められた会合でございます。

原子炉等規制法では、安全性の継続的な向上を図っていくために、発電用原子炉の設置者に対しまして、安全性について自ら評価し、届け出るということを義務づけております。いわゆる安全性向上評価の制度でございます。

この制度に基づく評価の初めての事例といたしまして、九州電力・川内原子力発電所1号機についての評価結果などの提出が間もなく行われるということになっております。

そこで、評価結果等について確認を行っていくとともに、本制度の継続的な改善に向けて議論を行っていくということを目的にして、この会合を開くというものでございます。

第1回の会合となります今回は、評価の概要について、事業者から説明を受け、全般的な議論を行うということを予定してございます。

私からは以上です。

<質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。スミさん。

○記者 共同通信のスミです。よろしくをお願いします。

7月31日月曜日の(14)の廃止措置実施方針制度の検討に係る会合の件なのですけれども、ちょっと私、余り理解しなかったのでお聞きしたいのですが、これは新しく作る場合には廃止措置について定めておけという、そういうふうに炉規法が改正されたということですかね。

○大熊総務課長 この制度は、炉等規制法、今回、全般について言えることですが、IRRSの勧告を踏まえております。廃止措置を運転期間中でも考慮することを規制要求するということが勧告されているということで、廃止の直前からではなくて、より早い段階から廃止措置について検討することを求めるということが勧告された。これを受けまして、今回の炉等規制法の改正で、事業等を開始しようとするときに、この方針を作成し、公表することを義務づけるということが盛り込まれたということでございます。

○記者 それでは、現在、既に既存の原子炉についてはどうなるのですか。新設するものにこの廃止措置の方針をつけなければ駄目だというのであれば、当然、既存のものにもつけないと駄目よということだと思のですが。

○大熊総務課長 おっしゃるとおり、当然、既存の炉についても、その廃止措置についての方針を求めていくということになってまいります。具体的にどのような経過措置でといったようなことについては、ちょっと今、手元に、済みません、情報がございません。よろしければ、直接原課に問い合わせさせていただくということでもよろしゅうございますでしょうか。

○司会 ほかにございますでしょうか。シゲタさん。

○記者 NHK、シゲタです。

原子力委員会の(2)の臨時会、中深度処分の件なのですけれども、2点お伺いしたいのですが、まず、これは臨時会で議論する理由というのは何かあるのでしょうか。

○大熊総務課長 これはこれまで議論を重ねてきた経緯があるテーマでございますが、様々な議論があるということで、少し時間をとってじっくり議論をしようということで、

臨時会を開催するという事になっているものでございます。

- 記者 もう一点なのですが、これは確認なのですけれども、基本的な考え方を取りまとめて、今、骨子案というステップに来ていると思うのですけれども、この今後のステップ、手続というのはどういったことが必要なのか、もう一度確認させていただいてもよろしいでしょうか。
- 大熊総務課長 今おっしゃられたとおり、基本的考え方がまとまっていたと。並行して、放射線防護の側面について、検討チームで検討がなされてきた。これを組み込んだ形で制度を作っていく必要があるということで、今回、具体的な骨子案を示して御議論をいただくということです。この骨子案について、今回、御議論をいただいて、それを踏まえて、この後は具体的な規則改正案、あるいは関連するガイドなどをまとめていくという作業に移っていくということになってまいります。
- 記者 この臨時会議である一定了承を得られれば、骨子案の「案」が取れるという理解でよろしいでしょうか。
- 大熊総務課長 ちょっとお待ちくださいませ。
- 司会 横から補足しますと、いずれにせよ、委員会で議論をしてそこら辺のところは決まっていきますので、当然、議論の結果、そうなるかもしれませんが、そこは委員会の方の議論を御覧いただければと思います。

○司会 ほかにございますでしょうか。スミさん。

- 記者 週末に地元紙の方で報道があったと思うのですけれども、長崎県の対馬の方でモニタリングポストを新たに新設すると。それがかなり韓国に近い場所ということで、韓国であるとか、北朝鮮の核実験であるとか、そういった海外の放射線物質情報に絞ったモニタリングポストの設置として国内初ではないかというような記事があったと思うのですが、その事実関係と、あと、対馬以外にもそういった動きが、例えば沖縄とか北海道とか、そういう国境線に近いところであるのかとか、それで、おそらく今年度の当初予算で組まれていると思うのですけれども、もうじき来年度予算の概算要求がありますが、来年度としても引き続きこういった動きがあるのでしょうか。教えてください。
- 大熊総務課長 では、概要のみ私からお答えして、必要があれば補足をしていただきたいと思います。

今御指摘いただいたモニタリングポストの対馬への設置の件ですけれども、国外において原子力関係の事象が発生した場合ということを含めて、放射線の状況をきちんと把握できる体制を整えるという趣旨で、今回、追加的に対馬と、それから、与那国島にモニタリングポストを今年度予算により設置するという事で進めているものでございます。

更にもし補足があれば、お願いいたします。

○高須放射線環境対策官

放射線環境対策室の高須と申します。

今回のポストにつきましては、確かに国外事象の関係ということで設置をしておりますが、北朝鮮も含めまして、国外の事象の対応につきましては、従来からも国内にあります水準ポスト297ヶ所、それから、離島にあります10ヶ所のポストにつきましても、国外事象がありましたら、放射能対策連絡協議会の枠組みの中で、モニタリングの強化ということで空間線量を測定するとかいうことをこれまでもやっていたので、それにプラスするという形で今回2ヶ所を設置してございます。

それと、あと、平成30年度の予算の関係でございますけれども、設置につきましては、今年度、平成29年度の予算で設置をして、運用開始する予定としてございます。ただ、運用開始時期につきましては、工事の関係もございまして、年内もしくは年度内という形で今進めているところでございます。

さらに、平成30年度予算でございますけれども、当然ながら、維持管理をいたしますので、それに関しての予算ということでは、30年度以降につきましても予算要求はしていくという形になろうかと思っております。

○記者 特に来年度から、来年度も増やすとかということはないのですね。

○高須放射線環境対策官 そうですね。維持管理だけ、通信費とか、そういう形になりますので、今回の設置のような額にはならないというふうに考えてございます。

○記者 もう一点、沖縄と長崎の対馬で、韓国と台湾に非常に近いと思うのですが、国境線沿いというのと北海道の北の方もあるかなと思うのですが、そのあたりは特に不足はしていない、あるいは追加する考えはないのでしょうか。

○高須放射線環境対策官 そうですね。北海道の方にも何ヶ所か水準ポストがございまして、それで十分カバー可能かなというふうに考えてございます。

○記者 ごめんなさい。最後に1点。対馬と与那国に追加したのは、何か今までのでは足りないという状況があったのでしょうか。

○高須放射線環境対策官 今までに北朝鮮の地下核実験でいろいろモニタリングの強化というのを実施しております、それまでの過去5回ほどモニタリング強化というのをやっておりますが、その今までのデータの蓄積もございまして、改めてもう一度モニタリングポストの設置の状況というのを精査したところ、対馬の北の方、それから、与那国島の方に設置するのが妥当であろうという判断をしたところでございます。

○司会 ほかにございますでしょうか。

私の方からちょっと一つ事実関係の補足がございまして。

先ほど御説明しました2.の(15)、4ページの方ですけれども、(15)第1回実用発電用原子炉の安全性向上評価の継続的な改善に係る会合なのですけれども、こちらの安全性向上評価ですね、川内のものが既に7月6日に提出がありますので、そういったものを

踏まえながら議論を進めていくということでございます。

ほかに御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—